

第3節 適応策の推進

1 地球温暖化の影響と適応策【環境政策課】

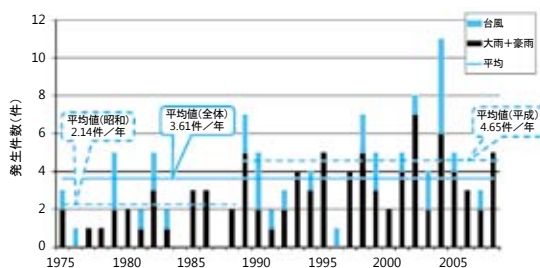
(1) 福井県における温暖化の影響の現状例

第2章第1節1(1)で記載したように、温暖化による気候変動には疑う余地はないとされています。日本の平均気温も、1898～2017年の観測結果によると、100年あたり約1.19℃の割合で上昇しており、本県においても100年あたり約1.5℃の割合で上昇しています。

以下では、福井県における温暖化の影響について紹介します。

①風水害の発生件数の推移

風水害の平均発生件数が、年々増加する傾向にあり、平成になってからの平均発生件数が約2倍になっています。(災害への影響例)

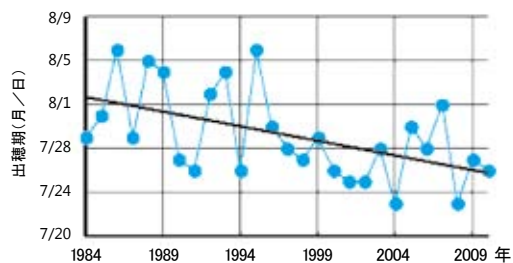


出典：「福井県から見る地球温暖化」調査研究報告書
(福井県衛生環境研究センター)

図2-3-1 風水害の発生件数

②コシヒカリの出穂期の推移

本県が発祥の地であるコシヒカリは、1990年代後半以降、出穂期が早くなる傾向があります。(産業への影響例)



出典：「福井県から見る地球温暖化」調査研究報告書
(福井県衛生環境研究センター)

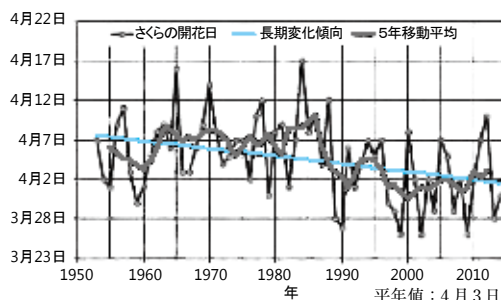
図2-3-2 コシヒカリの出穂期の推移

③さくらの開花日の経年変化

さくらの開花は早まる傾向がみられ、過去50年間で約5日早くなっています。(生態系への影響例)

(2) 適応策について

IPCC第5次報告書によれば、将来、温室効果が



出典：「気候変化レポート2015 - 関東甲信・北陸・東海地方
(東京管区気象台)」

図2-3-3 さくらの開花日の経年変化

スの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予想されています。

そのため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」策だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に備える「適応」策を進めることが求められています。

平成27年11月には、地球温暖化による社会や経済への悪影響を抑えるための対策を定めた、国として初となる「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。この中で、今後10年間に国が取り組む7分野の対策を示しています。また、平成30年6月には気候変動適応法が公布(12月に施行)され、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むこととしています。

分野	予測される影響	施策の例
農業・林業・水産業	・1等米比率の低下	・高温に強い品種の開発
	・コメの病害虫の増加	・2019年を目途に被害軽減技術を開発
	・リンゴの着色不良	・着色の良い品種の導入
水環境・水資源	・マイワシなどの分布域北上と漁獲量の減	・栽培管理技術の開発(高地栽培)
	・高精度な漁場予測	
自然生態系	・ニホンジカの生息域拡大	・雨水や再生水を利用
	・近海のサンゴ礁消失	・個体群を管理
自然災害・沿岸域	・洪水の増加	・モニタリングと管理を推進
	・決壊までの時間を稼ぐ堤防の検討	・リスクの低い地域に居住を誘導
健康	・熱中症患者の増加	・港湾のハザードマップ作成
	・感染症媒介動物の増加	・リスクの低い地域に居住を誘導
産業・経済活動	・スキー場の積雪減少	・土砂災害警戒区域の指定促進
	・短時間豪雨の増加	・予防法の普及啓発
国民生活・都市生活		・デング熱を媒介する蚊の駆除
		・地域の特性を踏まえた適応計画作り
		・地下の駅などの浸水対策を推進

図2-3-4 国の適応計画の分野別事例

県では、平成30年3月に改定された福井県環境基本計画に織り込む形で県の適応計画を策定し、県内の適応を進めています。

また、現在、環境省の地域適応コンソーシアム事業により、三方湖における適応策の研究が進められています。